

件名 県産特用林産物の放射性物質検査の結果（平成25年度第8報）について  
 <出荷制限区域における野生きのこの検査（第1回目）>

- 出荷制限区域（富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町）内で発生した野生きのこ4検体について、平成25年8月20日に放射性物質の検査を実施したところ、以下のとおり結果を得ましたのでお知らせします。
- 検査の結果、放射性セシウムはいずれも基準値以下でした。
- なお、出荷制限区域の野生きのこについては、放射性セシウム濃度が安定して基準値を下回ることが確認できるまで、国の出荷制限が解除されないことから、当分の間、採取、出荷及び摂取の自粛の要請を継続します。
- また、県では、今後も出荷制限区域の野生きのこについて検査を行い、データの収集、蓄積を行います。

内

品目	採取地点	核種別放射能濃度 【Bq(ベクレル)/kg】			検査日
		放射性セシウム			
		セシウム 134	セシウム 137	セシウム 合計	
ハナビラタケ	富士吉田市	12.7	40.8	54	8月20日
アンズタケ	鳴沢村	不検出 <6.07	37.7	38	8月20日
タマゴタケ	鳴沢村	4.30	35.3	40	8月20日
フサクギタケ	鳴沢村	不検出 <12.5	21.0	21	8月20日

（検査機関：山梨県衛生環境研究所）

容

- ※ 放射性ヨウ素については、不検出でした。
- ※ 「不検出」とは、検査機関の分析による検出限界値未満のことを示します。
- ※ 「不検出<」の後の数字は検出限界値です。
- 県内で栽培・飼養されている農林畜水産物については、これまで全て不検出または基準値以下の検査結果となっていますので、県民の皆様には安心してご利用下さい。

【参考】（2012/4/1以降適用）

○ 食品衛生法上の基準値（放射性ヨウ素は暫定規制値）

放射性セシウム（一般食品）： 100Bq/kg

放射性ヨウ素（野菜類）： 2,000Bq/kg

※ 基準値は、食品衛生法で定められたもの。